

平成三十年七月二十七日受領
答弁第四八二号

内閣衆質一九六第四八二号

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員もとむら賢太郎君提出学校における熱中症対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員もとむら賢太郎君提出学校における熱中症対策に関する質問に対する答弁書

一及び三について

文部科学省においては、従来より、都道府県教育委員会等に対し、熱中症事故の防止について依頼する文書（以下「依頼文書」という。）を毎年度発出しているほか、学校における熱中症の予防や応急の措置の内容等について記載した教職員向けの参考資料（以下単に「参考資料」という。）を作成し、学校や都道府県教育委員会等に配布したり、都道府県及び指定都市の教育委員会の指導主事等を対象とした会議等において、熱中症事故の防止に関する注意喚起を行っているところである。また、御指摘の平成三十年七月十七日の熱中症事故を踏まえ、同省において、同月十八日に、「熱中症事故の防止について」（平成三十年七月十八日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）を発出し、「気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。」等について関係者に周知徹底を図り、熱中症事故の防止に万全の対策を講ずるよう都道府県教育委員会等に対して依頼したところであり、今後とも、これらの取組等を通じて、学校における熱中症に対する適切な対応の徹底に引き続き努めてまいりたい。

二について

文部科学省においては、例えば、「熱中症事故の防止について」（平成三十年七月四日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において「熱中症は・・・こまめに水分や塩分を補給し休憩をすること・・・によって防止できます。」とするなど、依頼文書や参考資料において、熱中症事故の防止のための措置の一つとして、適切な水分補給を挙げているところである。